AsahiNet 光電話利用規約　新旧対照表　2025 年 1 月 14 日改正

改正後	備考	改正前
第 8 条（契約の申し込み）　第 4 項 第 1 項に定める申込者は、本電話番号として第 18 条（本電話番号）第 1 項に従い当社が割り当てるものに代わり、その申込者が NTT 東西から発番を受けている加入電話の電話番号もしくは NTT 東西以外の事業者（以下「他事業者」といいます）から発番を受けている他事業者提供サービスの電話番号を継続利用すること（以下「番号移行」といいます）を申し込むことができます。かかる申し込みを当社が行う場合、申込者は、第 1 項による申し込みの際に、その旨を当社に申告するものとします。ただし、発番を受けている加入電話もしくは他事業者の提供サービスの契約名義が AsahiNet 光契約における名義と一致しないとき、申込者は、番号移行の前に、NTT 東西もしくは他事業者に対し、加入電話もしくは他事業者の提供サービスの契約名義を変更する手続きを行うものとします。	(追加) (追加)	第 8 条（契約の申し込み）　第 4 項 第 1 項に定める申込者は、本電話番号として第 18 条（本電話番号）第 1 項に従い当社が割り当てるものに代わり、その申込者が NTT 東西から発番を受けている加入電話の電話番号を用いること（以下「番号移行」といいます）を申し込むことができます。かかる申し込みを当社が行う場合、申込者は、第 1 項による申し込みの際に、その旨を当社に申告するものとします。ただし、NTT 東西から発番を受けている加入電話の契約名義が AsahiNet 光契約における名義と一致しないとき、申込者は、番号移行の前に、NTT 東西に対し、加入電話の契約名義を変更する手続きを行うものとします。
第 16 条（会員による契約の解除等）第 3 項 本会員は、第 1 項に基づく解除後に、他の事業者から提供を受ける本サービスと同等の通話サービスにおいて第 18 条（本電話番号）第 1 項に従い当社から割り当てを受けた電話番号を引き続き利用することを希望する場合は、その事業者に申し出るものとします。	(削除)	第 16 条（会員による契約の解除等）第 3 項 本会員は、第 1 項に基づく解除後に、他の事業者から提供を受ける本サービスと同等の通話サービス（所定の音声利用 IP 通信網サービスおよび NTT 東西から係る音声利用 IP 通信網サービスの卸提供を受けて提供されているものに限ります）において第 18 条（本電話番号）第 1 項に従い当社から割り当てを受けた電話番号を引き続き利用することを希望する場合は、その事業者に申し出るものとします。